

## 苫小牧市再生可能エネルギーゾーニング協議会設置要綱

### (設置)

第1条 本会は、苫小牧市再生可能エネルギーゾーニング協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦を進める中、環境保全と再生可能エネルギー導入促進の両立を図るための、太陽光、陸上・洋上風力発電のポテンシャルを可視化するゾーニングマップの策定及び公表に当たり、第3条に定める事項について必要な助言等を行うことを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ゾーニングマップの精緻化に関すること。
- (2) ゾーニングマップの公表に向けた合意形成に関すること。
- (3) その他ゾーニングマップの策定に必要な事項。

### (組織)

第4条 協議会は、学識経験者や関係者等から、市長が任命する委員をもって構成する。

- 2 協議会の進行は事務局が務める。
- 3 事務局が必要と認めるときは、協議会に委員等以外の者を出席させることができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委員の委嘱の日からゾーニングマップを公表する日までの間とする。

### (会議)

第6条 協議会は、必要に応じ事務局が招集する。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 事務局が必要と認めるときは、構成員等以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。

(情報公開)

第7条 協議会自体は非公開とするが、ゾーニングマップ公表に向けた議論をすることから、協議会資料や議事については、原則として公開する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、苫小牧市環境衛生部環境保全課に置く。

(謝礼金等)

第9条 委員(学識経験者に限る。)の謝礼は苫小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払に関する要綱の規定により、交通費は苫小牧市職員等の旅費支給条例及び苫小牧市職員等の旅費支給条例施行規則に準じて支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この規約は、令和5年8月29日から施行する。